

○厚生労働省令第四十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第四十三条の二」を「第四十三条」に、「盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）」を「知的障害児通園施設」に改め、「及び第六項」を削り、「以上」とあるのは「以上」とあるのは、「」に改め、「と、同条第六項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）」、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）及び」と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当

職員の数は、それぞれ二人」を削り、同条に次の一項を加える。

2 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新基準第六十三条第六項の適用については、同条第六項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）及び」と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人」とする。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。